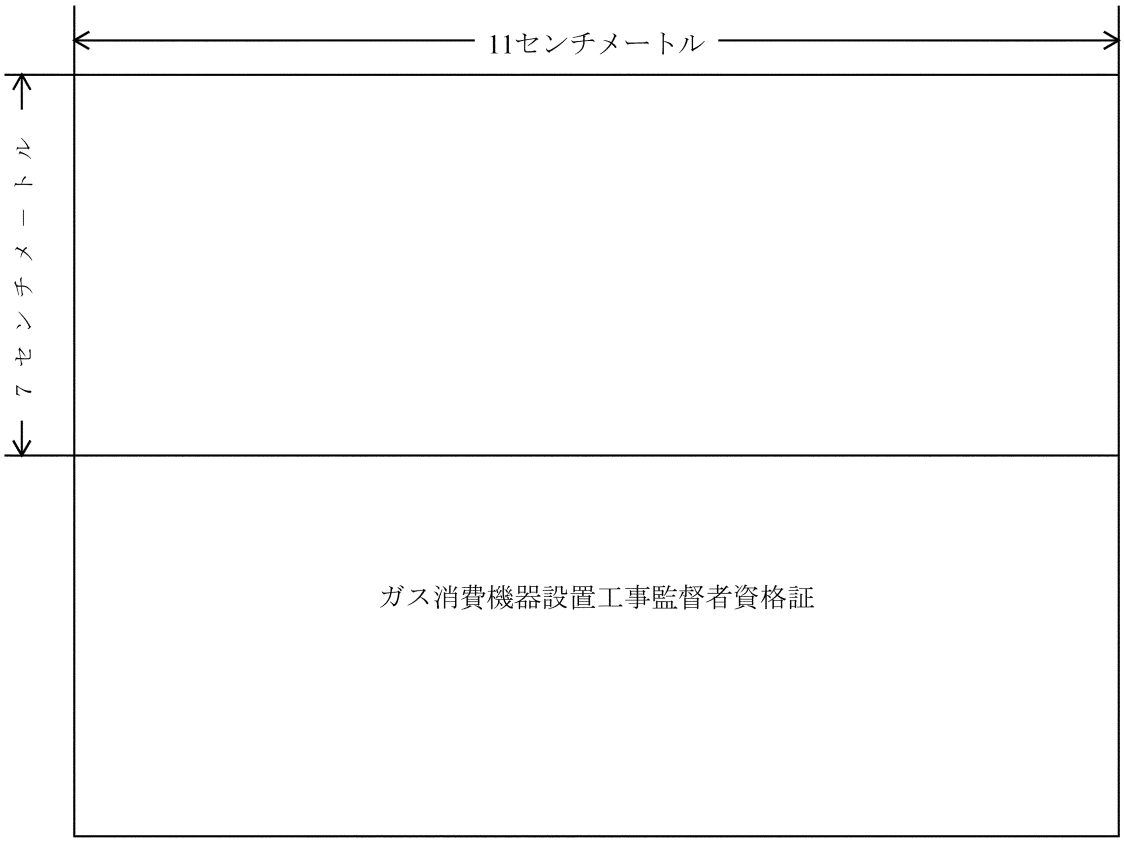
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

様式第十三を次のように改める。

様式第13（第11条関係）

（表　紙）



（表紙内側）

ガス消費機器設置工事監督者の心得

1　常に特定ガス消費機器の設置工事の監督者に関する法規を守り、特定ガス消費機器の保安に努めること。
2　職務中は、必ず本資格証を携帯すること。
3　本資格証の記載事項に変更を生じ、又は本資格証を汚し、損じ若しくは失つたときは、再交付の申請をすること。
4　本資格証を他人に貸したり、譲つたりしないこと。
5　本資格証の記載事項を書き直したり、写真を貼り替えたりしないこと。
6　本資格証の有効期限までに経済産業大臣又はその指定する者が行う講習を受けること。